

鹿屋市高齢者自立生活支援事業（訪問型サービスA）実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市高齢者自立生活支援事業（訪問型サービスA）実施要綱（平成28年鹿屋市告示第251号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者の要介護状態への進行を予防し、又は要支援状態を軽減するとともに、地域における自立した日常生活を支援するため、鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第249号。以下「実施要綱」という。）第4条第1号ア（イ）に規定する高齢者自立生活支援事業（訪問型サービスA）（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

第5条中「この事業」を「事業」に改める。

第7条第1項中「この事業」を「事業」に、「1,200円」を「1,350円」に改め、同条第2項中「利用者に対して初めてサービス提供を行ったとき」を「次に掲げる利用者にサービス提供を行ったとき」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 初めて前条第2項の個別サービス計画を作成した利用者
- (2) 前号以外の者で、過去2か月の間にサービス提供を受けておらず、ケアプラン変更に伴い、前条第2項の個別サービス計画を作成した利用者

第8条第1項中「200円」を「150円」に改める。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、3月実施分は、事業終了後速やかに提出するものとする。

第11条中「この事業」を「事業」に改める。

第14条の見出し中「事業者の」を「守秘」に改め、同条第1項中「事業者」を「事業者及び従事者」に改め、同条に後段として次のように加える。

その職を退いた後も、また、同様とする。

第17条中「必要な」を「事業の実施に関し必要な」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、この要綱による改正後の鹿屋市高齢者自立生活支援事業（訪問型サービスA）実施要綱第7条及び第8条の規定は、同

日以後に高齢者自立生活支援事業（訪問型サービスA）の利用者に提供するサービスから適用する。